

長野県告示第168号

御代田町長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類
公共測量（下水道台帳作成）
- 2 作業期間
平成16年6月10日から平成17年3月18日まで
- 3 作業地域
御代田町全域

監理課

長野県告示第169号

長野市長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類
公共測量（都市計画図作成）
- 2 作業期間
平成16年7月13日から平成17年3月10日まで
- 3 作業地域
長野市 長野市内一円

監理課

長野県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡売木村45番の841地先から 下伊那郡売木村45番の1273地先まで	旧	m 12.1~30.0	km 0.1025
同 上	新	11.0~15.1	0.1025

道路維持課

長野県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 406号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字栃倉字小山隠99番の4地先から 須坂市大字栃倉字小山隠102番の1地先まで	旧	m 13.0~16.0	km 0.0765
同 上	新	12.0~16.0	0.0765

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野須坂インター線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字幸高字早道場34番の2地先から 須坂市大字幸高字荒市場113番の6地先まで	旧	m 13.0~17.0	km 0.1345
同 上	新	15.0~20.0	0.1345

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大前須坂線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の45地先から 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の45地先まで	旧	m 5.0~7.5	km 0.0534
同 上	新	14.0~18.2	0.0534

道路維持課

長野県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 143号
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡四賀村大字中川4821番地先から 東筑摩郡四賀村大字中川4427番地先まで	旧	5.0~11.3 ^m	1.5706 ^{km}
		12.0~41.5	1.0772
同 上	新	12.0~41.5	1.0772

道路維持課

長野県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 奈川野麦高根線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡奈川村362番の1地先から 南安曇郡奈川村320番の1地先まで	旧	3.8~26.0 ^m	0.5256 ^{km}
		7.5~31.0	0.4460
同 上	新	7.5~31.0	0.4460

- 2(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 奈川木祖線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡奈川村1049番の3地先から 南安曇郡奈川村第一国有地400と 林小班地先まで	旧	10.0~51.0 ^m	0.4157 ^{km}
		13.0~22.0	0.1446
同 上	新	13.0~22.0	0.1446

道路維持課

長野県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 406号
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字三輪字柳原1239番の2地先から 長野市大字三輪字柳原1239番の2地先まで	旧	25.0~25.4 ^m	0.0470 ^{km}
同 上	新	25.6~26.0	0.0470

道路維持課

長野県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 長野須坂インター線
(2) 供用を開始する区間
須坂市大字幸高字早道場34番の2地先から
須坂市大字幸高字荒市場113番の6地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成17年3月31日
2(1) 路線名 大前須坂線
(2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の45地先から
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の45地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成17年3月31日

道路維持課

長野県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間
長野市大字三輪字柳原1239番の2地先から
長野市大字三輪字柳原1239番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成17年3月31日

道路維持課

長野県告示第177号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県須坂建設事務所において縦覧に供します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 仙仁川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年3月31日
- 3 廃川敷地等の位置
須坂市大字仁礼字城下2728番4、2728番5、2728番6、2734番1、2741番4、2741番5、2741番6、字上河原2842番7、2842番15、2843番3、字湯ノ入3162番8、3162番9、3162番10、3162番11、3162番12、3162番13
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,199.24平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第178号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所及び町村役場に備え置きます。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
三耕地(1) (追加)	平成5年長野県告示第504号で指定した三耕地(1)急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号と5号を結んだ線、標柱5号と右に掲げる地番の土地に存する標柱17号を結んだ線及び標柱17号と平成5年長野県告示第504号で指定した三耕地(1)急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号を結んだ線に囲まれた区域	下伊那郡泰阜村			2399番1	17号
近所1	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域	木曾郡上松町	小川		1649番ロ 1635番5 1621番 1624番1 1622番2 1625番ロ	1号 2号 3号から5号まで 6号及び7号 8号 9号
近所2	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域	木曾郡上松町	小川		1533番1 1613番イ 1613番ト 1524番4 1524番1 1504番イ 1500番3 1503番1 1420番1 1505番 1500番4 1500番3 1524番1 1532番2 1524番5	1号 2号及び3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号 13号 14号 15号 16号

砂防課

長野県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害警戒区域の名称

一ツ沢、木嵐沢、黒見沢、矢筈沢、清水川、後田沢、宮の入沢、間田沢、ドエダ沢、上間田沢、矢筈川、ワシオ沢、関川、入洞、市場沢、井の口沢、湯ノ平沢、井戸入沢、大古川、新井沢川、釜の沢川及び相川

2 指定の区域

下伊那郡泰阜村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県議会告示第2号

議会関係長野県個人情報保護条例施行規程をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県議会議長 萩原 清

議会関係長野県個人情報保護条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、議会が保有する個人情報の保護について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第2条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

2 条例第3条第1項第10号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 議会議務局の他の個人情報取扱事務において収集した個人情報を利用する場合には、当該個人情報を収集した組織の名称及び当該個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報を電子計算機により処理する場合には、その旨

（開示請求書）

第3条 条例第11条第1項の請求書は、自己情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第11条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求をする者の電話番号

(2) 記録情報の本人の住所（開示請求をする者の住所と異なる場合に限る。）

(3) 法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別

(4) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

(5) 希望する開示の方法

（口頭による請求）

第4条 条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

1 土砂災害特別警戒区域の名称

一ツ沢、木嵐沢、黒見沢、矢筈沢、清水川、宮の入沢、間田沢、ドエダ沢、上間田沢、矢筈川、ワシオ沢、関川、入洞、井の口沢、湯ノ平沢、大古川、新井沢川及び釜の沢川

2 指定の区域

下伊那郡泰阜村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第181号

建設企業合併・連携推進支援補助金交付要綱（平成16年長野県告示第373号）は、廃止します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

監理課

(本人確認に必要な書類等)

第5条 条例第11条第2項の記録情報の本人又は法定代理人であることを示す書類は、次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名が記載されているもの及び法定代理人が請求する場合にあっては、戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類とする。

- (1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をしようとする者が記録情報の本人又はその法定代理人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が記録情報の本人又はその法定代理人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求をした法定代理人は、開示の前又は開示を拒む旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を議長に届け出なければならない。

(条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項等)

第6条 条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項及び第2項の意見書は、記録情報の開示に係る意見書(様式第3号)によるものとする。

(開示の方法)

第7条 条例第20条第2項のその他実施機関が定める方法は、記録情報を転記した書面の交付とする。ただし、条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報に限る。

2 条例第20条第2項のその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

- ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、議会がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの(オに掲げる方法にあっては、条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報に限る。)

- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- ウ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために議会が保有するものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
- エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- オ 記録情報を転記した書面の交付

(写し等の交付費用)

第8条 条例第22条の実施機関が定める費用は、別表のとおりとする。

(訂正請求書)

第9条 条例第24条第1項の請求書は、自己情報訂正請求書(様式第4号)によるものとする。

2 条例第24条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求をする者の電話番号
- (2) 訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容
- (3) 記録情報の本人の氏名及び住所(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。)
- (4) 法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
- (5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

(利用中止請求書)

第10条 条例第32条第1項の請求書は、自己情報利用中止請求書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第32条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用中止請求をする者の電話番号
- (2) 利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容
- (3) 記録情報の本人の氏名及び住所(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。)
- (4) 法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
- (5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

(別表) (第8条関係)

公文書の種別	写し等	金額	
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画 (2)及び(3)に該当するものを除く。	複写機により複写したもの 1枚につき10円 (多色刷りにあつては、70円)	
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの 1枚につき10円	
	(3) 写真フィルム	印画紙に印画したもの 作成に要する費用に相当する額	
2 電磁的記録	(1) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの 1巻につき150円	
	(2) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの 1巻につき200円	
	(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	ア 用紙に出力したもの	1枚につき10円
		イ フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき90円
		ウ 光ディスクに複写したもの	1枚につき220円

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算出する。

(様式第2号)(第3条関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

長野県議会議長

殿

住 所

氏 名

(法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県個人情報保護条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり記録情報の開示を請求します。

個人情報取扱事務の名称又は記録情報を特定するために必要な事項	
記録情報の本人の氏名及び住所	(開示請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が開示請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	
希望する開示の方法	(希望する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧又は聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 <input type="checkbox"/> 記録情報(口頭により請求することができるものに限る。)を転記した書面の交付

(注) 1 請求の際には、本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。

2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。

(1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

(様式第3号)(第6条関係)

記録情報の開示に係る意見書

年 月 日

長野県議会議長

殿

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつて)
は、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付で照会のありました件について、次のとおり回答します。

開示決定に反対する意思の有無	(該当する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開示決定に反対する理由等	

(様式第4号)(第9条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

長野県議会議長

殿

住 所

氏 名

(法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県個人情報保護条例第23条第1項(第2項)の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が訂正請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 請求の際には、訂正請求の趣旨が事実と合致していることを明らかにする資料の提出が必要です。
- 3 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
 - (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書